

点検評価表（外郭団体）

I 団体の概要

（平成30年4月1日現在）

団体名	公益社団法人 静岡県畜産協会		
所在地	静岡市葵区相生町14番26-3号	設立年月日	昭和49年4月1日
代表者	会長 鈴木 正三	県所管課	経済産業部畜産振興課
設立に係る根拠法令等	なし		
団体の沿革	平成14年4月1日に(社)静岡県家畜畜産物衛生指導協会(昭和49年4月1日設立)と(社)静岡県畜産会(昭和30年12月19日設立)が合併し、名称を(社)静岡県畜産協会と改め設立された。その後、平成18年3月には(社)静岡県畜産物価格安定基金協会と合併し、平成24年3月に静岡県から公益社団法人としての認可を受け、平成24年4月1日付けで公益社団法人静岡県畜産協会が発足した。		
運営する施設	静岡県家畜共同育成場(静岡県設置)の指定管理		
団体ホームページ	http://shizuoka.lin.gr.jp/		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県	195,000	37.8
静岡県経済連	72,670	14.1
浜松市	20,360	4.0
JAとぴあ浜松	13,820	2.7
その他	213,560	41.4
基本財産(資本金)計	515,410	100.0

役職員の状況(人)			
常勤役員	1	常勤職員	17
うち県OB	1	うち県OB	1
うち県派遣		うち県派遣	
非常勤役員	15	非常勤職員	6
役員計	16	職員計	23

II 点検評価（団体の必要性）

1 団体の設立目的（定款）

協会は、畜産業を営む者及びその組織する団体の健全化等に資する事業の実施を通して、家畜衛生の向上及び安全な畜産物の生産性の向上に貢献し、もって国民に対し安全で安心な畜産物を安定的に供給することを目的とする。

2 団体が果すべき使命・役割

家畜自衛防疫の推進により家畜伝染病の発生を予防し、また、畜産経営の支援指導や畜産物の価格安定により畜産経営の健全化を推進し、その結果、安定的な畜産物の生産が可能となり、以て県民の生活の安定を図る。また、県家畜共同育成場において県内酪農家の後継牛を育成することにより、県内産牛乳の生産力を維持し、以て県民の生活の安定を図る。

3 団体を取り巻く環境

区分	内容
団体を取り巻く社会経済環境の変化や新たな県民ニーズ	農畜産物流通の国際化の伸展に伴う価格競争の激化や、畜産農家の減少に伴う生産力の低下が進む中、農家経営の安定化が重要課題となっている。また、県民は、安全・安心な県産畜産物の供給(地産地消)を求めている。
行政施策と団体活動との関係(役割分担)	協会は、畜産経営技術の改善指導、家畜自衛防疫の普及推進、家畜共同育成場の管理と後継牛の育成、家畜・畜産物の価格差補填等の事業を実施する等、県の畜産施策を補完する重要な役割を担っている。
民間企業や他の団体との関係(役割分担)	様々な経営形態が混在する現在、補助事業実施や公共施設の管理運営において県全体の窓口になれる組織は当協会しか無く、他団体は、地域や傘下の会員に対する直接的な事業実施主体となっている。 また、安定的な畜産経営を行うためには、経営コンサルタント等による経営分析や技術指導が必要となるが、零細な畜産経営では、高額な費用を要する経営コンサルタントの利用は困難であるため、当協会が、補助事業等を活用してその役割を果たしている。

4 事業概要

(単位:千円)

区分	事業名	事業概要	H29 決算	H30 予算
自主事業	死亡獣畜処理円滑化事業	畜産農家から発生する死亡獣畜の適正かつ円滑な処理体制を確立するため、県、市町及び生産者団体からの出資金等により設立された死亡獣畜処理基盤強化基金を運用管理し、その運用益を以て死亡獣畜処理を民間業者に業務委託するとともに、死亡獣畜の適正処理に関する指導を行う。…(化製場等に関する法律)	4,224	4,134
国補助	家畜自衛防疫推進事業	自衛防疫強化のための関係機関推進調整会議、予防注射実施率向上のための研修会等を開催する。 口蹄疫、豚コレラ等の海外悪性伝染病が発生した場合、飼養する家畜の淘汰に伴う損失を、生産者等が互助補填する家畜防疫互助事業の推進を図る。…(家畜伝染病予防法)	39,751	42,492
県委託	畜産経営技術指導事業	畜産経営の体質強化と高度化を図るため、経営技術の診断分析、個別指導、集団指導及び経営展開に必要な情報提供等を行う。	1,741	1,741
県補助	ふじのくに畜産フェア開催事業	優良家畜を一堂に集めた静岡県畜産共進会を開催することにより、本県の家畜改良水準を広く示すとともに、家畜改良増殖の推進、家畜飼養管理の向上、消費者の本県畜産への理解醸成を図る。	1,845	1,845
県補助	地域畜産振興事業	畜産農家の経営安定を図るため、経営指導を実施する畜産コンサルタント職員の人件費の一部を助成する。	11,246	11,225
県補助	ふじのくに酪農経営安定化支援ヘルパー事業	酪農ヘルパー事業を実施するヘルパー利用組合の事業推進やヘルパー要員の確保、養成を行う。 酪農家の傷病時の支援対策として互助事業を実施する。	7,017	7,101
県委託	家畜共同育成場管理事業	家畜資源(牛)の確保と畜産経営の安定並びに県民に安全・安心な牛乳、乳製品及び牛肉の供給を図るため、畜産業(牛)を営む経営体から子牛を預り、放牧を通じて足腰の強い後継牛を育成する。…(静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例)	140,256	129,831
県補助	肉用子牛価格補対策事業	肉用子牛の平均売買価格が、補償基準価格を下回り合理化目標価格を上回った場合に、その差額を補填する。さらに、合理化目標価格を下回った場合には、生産者積立金からその差額の9割を補填する。…(肉用子牛生産安定等特別措置法)	10,761	18,580
その他補助	肉用牛肥育経営安定特別対策事業	肥育牛1頭当たりの粗収益(全国平均)が、生産費(全国平均)を下回った場合に、生産者積立金からその差額の8割を補填する(30年度は9割)。	389,760	277,635
合 計			606,601	494,584

5 事業成果指標

指標の名称(単位)	目標(上段)及び実績(下段)				目標値 (年度)
	H27	H28	H29	評価	
家畜防疫互助事業の加入農家率 (牛、豚) (%)	85	85	85	B	85 (H30)
	65	69	73		
年間延べ預託頭数達成率 (%)	100	100	100	A	100 (H30)
	99	99	106		
畜産共進会出品点数 (頭)	210	210	210	C	210 (H30)
	173	165	162		
酪農ヘルパー参加率 (%)	70	70	70	B	70 (H30)
	70	69	68		

※評価 … A:目標達成 B:目標未達成 C:目標未達成(乖離大)

6 事業成果の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
△	<p>家畜防疫互助事業の加入農家率は、着実に増加してきたが、一方で、身近での悪性伝染病発生が無いと、農家の危機意識は低くなりつつあり、現状では、加入農家率の増加は難しいと考える。</p> <p>年間延べ預託頭数達成率は、乳用種初妊牛価格の高止まりを背景に、目標を達成した。</p> <p>畜産共進会出品点数は、改良の効果が目に見えて出てこない乳牛において伸び悩んでいるため、徐々に減少してきている。</p> <p>酪農ヘルパー参加率は、法人化等の雇用形態の経営が増える中、概ね目標を達成した。</p> <p>農家は、経営環境の厳しさが増す中、短期的な視野で物を見るという一面があるので、今後、各事業の必要性の本質を説明しながら、各事業への参加を促していく。</p>	△	<p>酪農ヘルパー参加率と預託頭数達成率は、概ね達成しているため、評価できる。</p> <p>家畜飼養頭数や農家戸数が年々減少しているため、指標が絶対値となっている畜産共進会出品数が低いことは理解できる。</p> <p>家畜防疫互助事業については、背景は理解できるが、達成率を上げるための努力を期待する。</p>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

7 団体の必要性の評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>当協会が実施している事業は、全て畜産農家経営の安定的な発展に寄与するものであり、畜産農家経営の安定は、県民への安全、安心な畜産物の安定的な供給に繋がることである。そのため、現在実施している事業の取り組みは、必要不可欠であると考えられる。</p> <p>上記の事業の実施主体としては、様々な経営形態の農家に平等に事業展開をする必要があり、また、経営技術指導等は、専門の知識を有した職員の対応が必要であることから、本協会が最も適した団体であると考えられる。</p>	○	<p>本来は、JAグループや県・市町が実施すべき各種の畜産事業を全畜産農家を対象に全県で一括して実施できる団体は、他に無く、畜産農家や畜産関係団体にとって必須の団体であることから必要性は非常に高い。</p>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況(過去の行財政改革推進委員会からの意見への対応状況)

行財政改革推進委員会意見 (経営健全性に係るもの以外)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
特になし		

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

Ⅲ 点検評価（経営の健全性）

1 財務状況

（単位：千円）

区 分	H27 決算	H28 決算	H29 決算	評価	備考（特別な要因等）	
健全性指標	単年度収支 (d-h)	-74,677	1,208	16,775	A	
	経常損益 (a+b-e-f)	-74,677	1,208	16,775	A	
	公益目的事業会計	-74	-298	-46	—	公益法人の収支相償
	収益事業等会計	—	—	—	—	
	法人会計	-74,603	1,506	16,821	—	理事会議決出資金取崩及び会費値上
	剰余金	60,285	61,493	78,269	A	

※評価 … A:プラス B:特別な要因によるマイナス C:マイナス

区 分	H27 決算	H28 決算	H29 決算	主な増減理由等	H30 予算	
資産の状況	資産	3,321,751	1,758,581	2,085,925		2,555,281
	流動資産	120,439	122,852	104,469		56,582
	固定資産	3,201,312	1,635,729	1,981,456	牛補填事業資産の増	2,498,699
	負債	3,099,525	1,535,147	1,855,716		2,310,072
	流動負債	89,897	91,539	63,595		5,436
	固定負債	3,009,628	1,443,608	1,792,121	牛補填事業資産の増	2,304,636
	正味財産/純資産	222,225	223,433	230,209		245,209
	基本財産/資本金	161,940	161,940	151,940	理事会議決出資金の取り崩し	151,940
	剰余金等	60,285	61,493	78,269		93,269
	運用財産	0	0	0		0
収支の状況	事業収益 (a)	265,518	258,571	617,985	牛補填金の増	506,438
	うち県支出額	46,996	44,789	44,784		43,718
	(県支出額/事業収益)	(17.7%)	(17.3%)	(7.2%)		(8.6%)
	事業外収益 (b)	147,791	2,705,456	17,588	牛補填事業資産返戻完了による減	16,042
	うち基本財産運用益	1,761	1,562	1,878		1,288
	特別収益 (c)	0	0	0		0
	うち基本金取崩額	0	0	0		0
	収入計 (d=a+b+c)	413,309	2,964,027	635,573		522,480
	事業費用 (e)	270,563	263,628	618,574	牛補填金の増	507,309
	うち人件費	79,250	80,028	81,827		86,291
	(人件費/事業費用)	(29.3%)	(30.4%)	(13.2%)		(17.%)
事業外費用 (f)	217,423	2,699,191	223	牛補填事業資産返戻完了による減	171	
特別損失 (g)	0	0	0		0	
支出計 (h=e+f+g)	487,986	2,962,819	618,797		507,480	
収支差 (d-h)	(74,677)	1,208	16,776	理事会議決出資金取崩及び会費値上	15,000	

2 経営改善の取組の実施状況と評価

当協会の経営上、大きな不安定要素である家畜共同育成場管理事業において、預託推進員を配置して預託頭数の確保に努めるとともに、人工授精や受精卵移植を積極的に導入することにより、計画を上回る頭数の確保が図られ、安定した経営に寄与した。また、飼料価格の高騰に対応するため、草地管理を重点的に行い、購入飼料費の削減に繋げた。併せて、預託料の見直しや受託牛への家畜共済適用等を進め、収入の増加と支出の縮減を図った。以上の取り組みを基にして、平成29年度には、家畜共同育成場に嘱託職員を1名増員し、サービスの向上と機能強化を進め、さらなる体質強化を図った。

さらに、畜産関係任意団体の事務を受託し、協会の体質強化と畜産振興の推進を図った。

3 赤字の要因（前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載）

--

4 経営の健全性の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>労災賠償金返済に係る理事会議決出資金取崩分と会費値上げ分が、黒字として計上されているが、それを除いても若干の黒字計上であり、公益事業のみを実施している協会としては、妥当な収支である。</p>	○	<p>出資金の取崩分10,000千円と会費値上分5,000千円を除いても若干の黒字計上(1,776千円)があり、経営の健全性を保っていることは大きく評価できる。</p>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

5 団体改革の進捗状況（過去の行財政改革推進委員会からの意見への対応状況）

行財政改革推進委員会意見 (経営健全性に係るもの)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
コストを意識しながら事業を展開	<p>○ 経営上最も大きな不安定要素である家畜共同育成場管理事業において、預託料の見直し(適正化)及び預託牛確保の安定化に取り組み、適正な収支バランスを保つことが出来ている。</p>	<p>○ 家畜共同育成事業は、収入や経費を見直しながら、利用者の評価を上げる努力を行っている。その他事業についてもコスト削減に努めている。</p>

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

IV 改善に向けた今後の方針

1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針(団体記載)	団体の方針に対する意見等(県所管課記載)
<p>当協会は、県の行政施策や団体の事業を補完する役割を果たしており、これからも必要な補助事業等を積極的に取り入れて、確実に実施する。</p> <p>指定管理を受けている家畜共同育成場は、大家畜経営を活性化する資源として大きな潜在能力を有しており、これを活用して、現在の最も大きな課題である乳用初妊牛及び肉用素牛の不足の解決に向けて取り組むとともに、放牧場本来の目的である、放牧を活用した足腰の強い牛づくりを推進する。</p> <p>畜産関係任意団体の多くは、農家数の減少等からその存続が危うくなってきているので、各団体の活動を活性化することにより会員数の増加を図るとともに、他団体との協力体制を構築して、各団体設立の所期の目的達成に努める。</p>	<p>より高度な経営・衛生管理などの指導や支援を行政機関やJAなどの団体に代わり実施している。</p> <p>また、優良乳用後継牛の確保のため、家畜共同育成場で乳用牛の育成事業を行っている。畜産協会は畜産専門の指導・支援機関として大きな役割を果たしている。</p>

2 今年度の改善の取組

団体の取組(団体記載)	団体の取組に対する意見等(県所管課記載)
<p>家畜共同育成場における繁殖方法を、預託農家から要望の多い人工授精及び受精卵移植中心へと変更し、預託牛確保の強化を図る。</p> <p>牧養力の落ちた放牧地を改良し、放牧頭数を増加することにより、飼料コストの削減を図る。</p> <p>死亡獣畜冷凍冷蔵運搬車の更新と死亡獣畜処理円滑化事業費の確実な確保の方法について、関係機関や運搬車利用者と協議を進めて対応案を策定する。</p>	<p>家畜共同育成場については、コストを削減しながら預託農家の要望に応えていく取組みは評価できる。</p> <p>死亡獣畜処理円滑化事業については、金利低下により財産運用益が減り、運営が困難となっていることから、対応策について畜産協会や出資する市町・関係団体と共に早急に協議を進めていきたいと考えている。</p>

V 組織体制及び県の関与

1 役職員数及び県支出額等

(単位:人、千円)

区分	H27	H28	H29	H30	備考(増減理由等)
常勤役員数	1	2	2	1	
うち県派遣	0	0	0	0	
うち県OB	1	1	1	1	
常勤職員数	17	16	15	17	
うち県派遣	0	0	0	0	
うち県OB	1	1	1	1	
県支出額	46,996	44,789	44,783	43,718	
補助金	6,582	4,688	3,565	3,535	
委託金	40,414	40,101	41,218	40,183	
その他	0	0	0	0	
県からの借入金	0	0	0	0	
県損失補償等	0	0	0	0	

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・損失補償等は期末残高

2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評価理由
定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか	○	当協会は、既に団体統合により効率化を進めている。 事務事業に係る業務量調査を実施し、労働力の過不足や職員個々の仕事量のバランスの確認を行っている。 家畜共同育成場については、作業の実施状況を分析し、嘱託職員の1名増員を行った。
常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか	○	県OBは事務能力に長け、畜産情勢に詳しい1名を採用しており、必要最小限にとどめている。
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか	—	県からの派遣はない。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

3 点検評価(県所管課記載)

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	—	該当なし
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	○	平成29年度は県補助金4事業、県委託金2事業を実施し、県補助金及び委託金の総額は44,784千円、団体収入に占める県負担割合は7.0%である。 県委託事業、県補助事業とも県の役割を代替、補完する性格のものであり、必要な支出である。さらに毎年度見直しを実施して、経費節減にも努めている。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	○	○	家畜共同育成事業については、年1回県が開催する指定管理者評価委員会において専門家による評価を受けている。	公の施設としての適切な運営 育成牛の適切な飼養管理と衛生管理の実施 草地の適切な維持管理と利用 総合評価は、4段階の上から2番目の「良」という評価であった。
利用者アンケート	—	—		
利用者等意見交換会	—	—		
その他 (利用者の意見収集)	○	—	利用者アンケートは実施していないが、県下に非常勤畜産コンサルタント6名を配置し、農家巡回等を行い利用者の意見を収集している。特に、指定管理者として事業を行っている家畜共同育成事業については、非常勤畜産コンサルタントの内4名が、子牛預託推進員として預託希望農家の意見を収集するとともに、預託予定牛の健康相談等を行っている。また、育成場職員も預託牛の入退牧の折に、預託農家の意見を収集している。	繁殖方法をマキ牛から人工授精又は受精卵移植への変更希望。 預託希望牛の全頭受け入れ(希望日齢での受け入れを含む)。

○:実施している／公表している —:実施していない／公表していない

2 事業やサービスの見直し例

家畜共同育成事業については、預託農家から希望のある人工授精又は受精卵移植の実証試験を実施した結果、両技術とも導入可能な成績であったため、平成30年度中に本格実施の体制を整備する予定であるが、受精卵移植については、受精卵の安定的な確保に課題がある。なお、体制整備の一環として、嘱託職員1名を新たに採用した。

県や畜産関係団体に係る情報を協会ホームページに掲載し、県民に対し積極的な情報提供を行った。

生産現場や消費者の関心が高い、農場HACCP及びGAPの指導員資格や審査員資格を職員に取得させ、生産現場からの指導依頼に対応できる体制を整備した。